平成２５年（フ）第３２６号
広島県東広島市高屋町稲木291番地112
債務者　中越　信子
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８号
鹿児島県伊佐市大口小木原1030番地
債務者　金子　良嘉
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第２４２号
秋田市牛島西３丁目２番36号　リバティハウス105号
債務者　芳賀　　一
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６５号
秋田県南秋田郡五城目町内川湯ノ又字日ノ沢35番地１
債務者　沢田石さち子
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１９号
石川県能美市吉光町ハ37番地　イタリアーノ・201号、従前の住所石川県小松市大領町ハ21番地
債務者　アイリーインクこと　村田　斉謙
1　決定年月日時　平成25年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２５年（フ）第２１号
石川県加賀市合河町ロ41番地
債務者　本西　良重
1　決定年月日時　平成25年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２５年（フ）第２３号
兵庫県豊岡市日高町太田１番地の１
債務者　小西　昭子
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２５年（フ）第１０号
大分県国東市武蔵町糸原3339番地１
債務者　富田　　徹
1　決定年月日時　平成25年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２５年（フ）第１２号
大分県杵築市大字南杵築1201番地１
債務者　藤岡　元晴
1　決定年月日時　平成25年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２５年（フ）第５９号
広島県福山市西深津町５丁目19番40―108号、旧住所広島県三原市宗郷３丁目２番23号
債務者　西内　裕二
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第８０号
広島県福山市山手町７丁目24番９号　フォンテーヌＡ103、旧住所広島県福山市山手町1621番地
債務者　山崎　順一
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第２４号
山口県下松市大字山田185番地
債務者　高山　　峻
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２５年（フ）第４６号
山口市朝田705番地１
債務者　渡辺アツ子
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４２号
青森県八戸市類家５丁目29番１号　コーポ石橋３号、前住所青森県八戸市諏訪１丁目15番43号　グランモアメイプルＢ202
債務者　小笠原幸一
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第５４号
広島県福山市郷分町750番地１、旧住所広島県福山市奈良津町１丁目10番５号
債務者　永井　清昭
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第５５号
広島県福山市郷分町750番地１、旧住所広島県福山市奈良津町１丁目10番５号
債務者　永井アヤ子
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第６２号
青森市浜館１丁目17番地１　ラップウイング101号
債務者　澤田真理子
1　決定年月日時　平成25年５月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
青森地方裁判所民事部破産係